

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月9日

【四半期会計期間】 第98期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

【会社名】 K Y B 株式会社

【英訳名】 KYB Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 大野 雅生

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル

【電話番号】 03(3435)3511(代表)

【事務連絡者氏名】 経理本部経理部長 奥村 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル

【電話番号】 03(3435)3584

【事務連絡者氏名】 経理本部経理部長 奥村 哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第97期 第1四半期 連結累計期間	第98期 第1四半期 連結累計期間	第97期
会計期間		自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高	(百万円)	102,137	101,643	412,214
税引前四半期利益又は 税引前当期損失()	(百万円)	4,840	3,659	29,510
親会社の所有者に帰属する四半期利益 又は親会社の所有者に帰属する 当期損失()	(百万円)	3,629	1,782	24,757
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益	(百万円)	3,197	684	28,841
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	181,378	148,503	149,338
総資産額	(百万円)	412,709	457,966	441,074
基本的1株当たり四半期利益 又は当期損失()	(円)	142.08	69.77	969.18
希薄化後1株当たり 四半期(当期)利益	(円)	-	-	-
親会社所有者帰属持分比率	(%)	43.9	32.4	33.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	4,329	2,284	17,047
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	4,645	5,669	13,616
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,994	785	10,418
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	40,077	51,532	56,092

(注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 希薄化後1株当たり四半期(当期)利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間(2019年4月1日～2019年6月30日)における世界経済は、欧米の景気は回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦に伴い中国の経済成長が鈍化するなど、景気の先行きが不透明な状況が続きました。一方、わが国経済においては、引き続き個人消費や雇用情勢の改善により、緩やかな景気回復が続いております。

当第1四半期連結累計期間における当社グループの売上高につきましては、1,016億円と前第1四半期連結累計期間に比べ5億円の減収となりましたが、建設機械向け油圧機器の需要が引き続き堅調に推移しております。

営業利益につきましては36億8百万円、親会社の所有者に帰属する四半期利益につきましては、17億82百万円となりました。

(建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為の影響について)

前連結会計年度(2019年3月期)において、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準()に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。()制振用オイルダンパーについては、大臣認定制度はありません。

当第1四半期連結累計期間において、状況が進捗したことから前連結会計年度にて計上した免震・制振用オイルダンパーの製作費用並びに免震用オイルダンパーの交換工事に要する費用、構造再計算費用等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行った影響額、及び対応本部の人件費等の諸費用をその他の費用に計上しております。

なお、当第1四半期連結会計期間においては、2019年6月30日時点で交換が未完了の不適合品及び不明の対象製品全数(免震用オイルダンパー7,052本、制振用オイルダンパー3,860本の合計10,912本)、並びに、台湾輸出品のうち交換が未完了の不適合品及び不明の対象製品全数を製品保証引当金の対象としております。

本件に係る製品保証引当金の当第1四半期連結会計期間の残高は、335億29百万円であります。

当第1四半期連結累計期間におけるセグメント別の業績は以下のとおりです。

なお、前連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更し、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しています。詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 5 . セグメント情報」に記載のとおりであります。

また、以下の説明におけるセグメント別の売上高は、外部顧客に対するものであり、セグメント別のセグメント利益はセグメント間取引消去前のものであります。

A C (オートモーティブコンポーネンツ) 事業セグメント

当セグメントは、四輪車用油圧緩衝器、二輪車用油圧緩衝器、四輪車用油圧機器とその他製品から構成されております。

当セグメントの売上高は614億円と前第1四半期連結累計期間に比べ2.3%の減収となりましたが、セグメント利益は42億7百万円と前第1四半期連結累計期間に比べ11億5百万円の増益となりました。

H C (ハイドロリックコンポーネンツ) 事業セグメント

当セグメントは、産業用油圧機器とその他製品から構成されております。

当セグメントの売上高は348億円と前第1四半期連結累計期間に比べ3.2%の増収となり、セグメント利益は26億65百万円と前第1四半期連結累計期間に比べ3億35百万円の減益となりました。

システム製品

当セグメントは、舞台機構、艦艇機器、免制振装置等から構成されております。

当セグメントの売上高は17億円と前第1四半期連結累計期間に比べ43.2%の増収となり、セグメント利益は2億31百万円と前第1四半期連結累計期間に比べ4億27百万円の増益となりました。

航空機器事業

当セグメントは、航空機器用離着陸装置、同操舵装置等から構成されております。

航空機器事業は、売上高は11億円と前第1四半期連結累計期間に比べ25.6%の減収となり、セグメント損失は5億23百万円と前第1四半期連結累計期間に比べ6百万円の増益となりました。

特装車両事業及び電子機器等

当セグメントは、特装車両及び電子機器等から構成されております。

当セグメントの売上高は26億円と前第1四半期連結累計期間に比べ9.8%の減収となり、セグメント利益は2億77百万円と前第1四半期連結累計期間に比べ1億6百万円の増益となりました。

財政状態につきましては、総資産が4,580億円と前連結会計年度末に比べ169億円の増加となりました。流動資産は、現金及び現金同等物が減少したことにより、29億円減少の2,322億円となりました。非流動資産は、有形固定資産が増加したこと等により、198億円増加の2,258億円となりました。

負債は、その他の金融負債が増加したこと等により、179億円増加の3,033億円となりました。

資本は、その他の資本の構成要素の減少により、10億円減少の1,546億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は515億円となり、前連結会計年度末に比べ46億円の減少となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は23億円(前第1四半期連結累計期間比20億円の収入減少)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は57億円(前第1四半期連結累計期間比10億円の支出増加)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が増加したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は8億円となりました。主な流出は、長期借入金の返済による支出24億円であり、主な流入は短期借入金の純増減額21億円です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、2018年10月16日以降公表いたしましたとおり、出荷していた免震用・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為などが行われ、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実（本不適切行為）が判明いたしました。

本不適切行為を受け、当社は、2018年9月26日、難波孝一弁護士を委員長とする外部調査委員会に対し、本不適切行為に関する事実関係の調査のみならず、類似した不適切行為の有無に関する事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の提言について依頼いたしました。その後、当社は、同調査委員会より調査報告書を受領し（最終版の受領は2019年2月4日）、記載内容の精査、確認を行うとともに、当社独自の事実関係の調査、検証等を基に、問題の根底に内在していた諸要因の分析をいたしました。また、同調査委員会より指摘、提言された内容を真摯に受け止め、策定した再発防止策を同年2月5日及び同年2月13日に開催した取締役会において審議の上、決議し、当社の再発防止策を同調査委員会の調査報告書とともに国土交通省に提出いたしました。

さらに、2019年1月29日付にて公表いたしましたとおり、防衛装備品に関わる不適切な工数計上による請求行為（本不適切工数計上行為）の判明を受け、2019年1月28日に防衛省に対して自発的に報告を行っております。

関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

このような状況下において、当社が買収防衛策（当社買収防衛策）を継続する理由につき、以下のとおりご説明申し上げます。

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが過去にみられたところであり、今後、当社に対しそのような行為が強行される可能性も否定できません。特に、本不適切行為の公表以降、当社の株価は大幅に下落し、その後も低迷状況が継続しており、当社は、大規模買付提案またはこれに類似する行為を受けやすい状況となっております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。最近の当社グループの状況に照らしてみますと、本不適切行為に関しましては、関係者の皆様と相談しながら、適切な対応を行っていく必要があります。本不適切工数計上行為に関しましては、防衛省による特別調査に全面的に協力を行う必要があります。そのためには、当社グループ役職員の信任を得て、強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの力を結集して対応することができる者でなければなりません。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(a) 「中期重点方策」による企業価値向上への取組み

2019年度は、2017年度～2019年度中期計画の最終年にあたります。「A GLOBAL KYB - CHALLENGE & INNOVATION -」をスローガンに掲げ各重点方策を展開してまいりましたが、2018年度は、本不適切行為および本不適切工数計上行為が判明し、創立以来培ってきた信頼を失う事態となりました。2019年度は「KYB再生元年」と位置付け、再発防止とコンプライアンス遵守を基盤とする以下の方策を迅速、強力に推進、信頼回復に努めてまいります。

(1)本不適切行為の原因究明および再発防止策

1)本不適切行為の原因

本不適切行為に関する事実関係の確認、類似した不適切行為の有無に関する事実関係の調査、原因分析および再発防止策の提言について依頼した外部調査委員会が作成した報告書記載内容の精査・確認および当社独自の調査・検証にて、本不適切行為の原因および背景として以下のような要因が問題の根底にあったと認識しております。

企業風土として、規範意識の欠如、真実と向き合わない企業風土、事業運営体制として、受注ありきの工場経営、情報共有体制の不全、重要業務の独占、事業化の問題点、品質検査体制として、検査の不備、検査機の不正防止の欠如、内部監査体制として、品質監査における不備、品質に係る不正類似事案を受けた監査の不備が挙げられました。これらは規範の問題に直面したときに規範を遵守する意識が弱かったこと、事業性の脆弱さの問題に正面から取り組まなかったこと、不正防止のための有効な手立てがなされておらず、更に不正を発見する活動が弱かったことが、複合的に絡みあったためと認識しています。

2)再発防止策

同外部調査委員会による再発防止策の提言を真摯に受け止め、以下のような再発防止策を策定しました。

(1)厳格な規範意識の醸成及び企業風土の改革として、コンプライアンス経営の定着化、役職員一人ひとりの意識改革を、(2)事業性の評価、事業運営体制及び情報共有体制等の見直しとして バランスのとれた事業運営体制、人事ローテーションの徹底、情報吸い上げ・フィードバック体制の整備を、(3)検査体制・方法の改善として、検査体制の改善、検査機の不正防止措置を、(4)内部監査・統制体制の強化として、内部品質監査体制の強化、子会社管理体制の強化について、実行を徹底し、継続してまいります。

*本不適切行為に関する外部調査委員会による調査報告、当社による原因究明および当社が策定した再発防止策の詳細につきましては、2019年2月13日付で当社が公表した「当社及び当社の子会社が製造した建築物用免震・制振用オイルダンパーにおける不適切行為に関する外部調査委員会の調査報告について」および、「当社及び当社の子会社が製造した建築物用免震・制振用オイルダンパーにおける不適切行為に関する原因究明・再発防止策について」をご参照ください。

外部調査委員会調査報告

https://www.kyb.co.jp/company/progress/progress_20190213_02.pdf

原因究明・再発防止策

https://www.kyb.co.jp/company/progress/progress_20190213_01.pdf

(2)マネジメント

「安全第一」「品質経営」「コンプライアンス遵守」「再発防止策の徹底実施」「免震・制振用オイルダンパーの早期適合化」「不採算事業・拠点の再編とコア事業への特化」

当社は、持続的な成長と企業価値向上の実現を通じて、ステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たす一方、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。しかしながら、本不適切行為を受け、その迅速、丁寧な対応を図るため免制振対応本部を新設、また、内部統制室を拡大し、グループガバナンスの総合企画・調整を担う内部統制部を設置しました。

更に、中立的組織として、社外取締役を委員長とする不正リスク特別監査委員会を設置し、監督を強化してまいります。

また、お客様要求に応えられるBCP（事業継続計画）およびBCM（事業継続マネジメント）の整備を行い、危機管理体制の実効性を高めてまいります。

あわせて社会支援/貢献活動（非事業性）にも積極的に取り組み、社会の健全な発展に貢献してまいります。

(3)オートモーティブコンポーネンツ事業

「Scrap & Build, Mind Reset & Reborn」

これまでKYBグループは、お客様のグローバル化に合わせたかたちで海外での生産販売を拡大してまいりました。世界の自動車販売動向は、アジア・インドを中心に引き続き堅調に推移することが予想されます。拡大してきた海外拠点の収益基盤を、市場・お客様と事業戦略に合せた堅実な路線への再構築を更に進めてまいります。また、お客様の技術要求を100%満足する新製品・新技術の確立と体制整備により、付加価値製品の受注を目指していきます。今中期より定着した小事業部制により、管理レベルと機動性をより高めてまいります。

(4)ハイドロリックコンポーネンツ事業

「量に頼らない収益基盤の確立」「お客様に頼られる存在へ」

建設機械市場は2017年より中国を中心に需要が急回復、2019年も引き続き伸長が見込まれていましたが中型ショベルについては中国・アジアは成長が鈍化する様相となりました。ミニショベル・その他建設機械市場需要は引き続き堅調に推移、最高水準を維持する見込です。当社の生産能力は需要に追いついていない状態が続いており、中国および国内の再編効果を高めると同時に、ショベル以外の製品についての受注活動を強化することで、変動する需要に対し、量に頼らない収益基盤の確立・競争力の強化を図ってまいります。魅力ある製品の開発により、お客様に信頼されるサプライヤーを目指します。

(5)システム製品

「免震・制振用オイルダンパーの早期適合化」

システム製品事業は、2020年9月までに交換用オイルダンパーの生産を完了させ、一日も早い適合化と再発防止を図ります。

(6)航空機器事業

「防衛装備品に関わる不適切な工数計上による請求問題の早期解決」

航空機器事業は、早急に原因究明を図り再発防止策に向けた活動を進めるとともに、現在の生産混乱を解消し、お客様からの信頼回復を図ります。

(7)特装車両事業

「需要変動に即応する体制・アフターサービス力強化」

特装車両事業は、国内においては需要変動に速やかに対応できる体制の確立、アフターサービスの強化を、またインドを始め海外市場での収益基盤の最適化を図ってまいります。

(8)技術・商品開発

「未来を想像し、技術部門の成果を収益向上につなげる」

「品質経営」の具現化に向けたお客様目線での設計・生産技術の品質向上を目指し、世界5極（日本、欧州、中国、ASEAN、北米）での環境インフラ整備、CAE技術、機能安全対応、技術標準のグローバル化推進と品質問題の抑制、また、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）技術のグループ全体での醸成と推進を図ってまいります。

新製品・新技術の創造においては、長期的な製品・技術戦略（ロードマップ）に基づき、事業との連携による効率的な技術・商品開発や欧州テクニカルセンターを活用した技術動向の把握により、市場ニーズを取り込んだお客様へのタイムリーな製品提供を行い受注拡大に結び付けてまいります。また、コア技術の深耕と育成を図り、ビジネス展開を志向した研究開発により、油圧の先端技術と脱油圧技術の追求、変化するニーズに対応できるスピードと技術開発に取り組んでまいります。

(9)人財育成

「グローバルな視点・思考で行動できる人財の育成・確保」「多様性を活かした人財活用」「信頼回復に向けた人事施策の実施」

グローバルな視点・思考で行動できるプロフェッショナル人財の育成、社会構造の変化に対応した人事改革など多様な人財が活躍できる環境整備を推進してまいりましたが、本不適切行為を受け、信頼回復に向けた規範意識のレベルアップ、心身ともに健康で働き甲斐のある職場づくりを、コンプライアンス遵守のもと進めてまいります。

(10)モノづくり

「革新的生産ラインへの取り組み」

独自性の高い生産技術・工法・設備の開発とともにIoT・AIを活用した設計品質・生産革新活動を通じて自動化を積極的に進め、リードタイム・スペースの半減と生産性2倍を目指した革新ラインを構築し、グローバルなモノづくりに取り組んでまいります。

K Y Bグループは、これらの重点方策活動を着実に実施し信頼回復を図る一方、筋肉質で強靱な企業体質への改革に取り組んでまいります。

(b) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、次に定める経営理念に基づき、ステークホルダーの発展を含めた社会への貢献を当社の使命とし、持続的かつ安定的な成長と企業価値の向上を目指しております。

<経営理念>

「人々の暮らしを安全・快適にする技術や製品を提供し、社会に貢献するK Y Bグループ」

1. 高い目標に挑戦し、より活気あふれる企業風土を築きます。
2. 優しさと誠実さを保ち、自然を愛し環境を大切にします。
3. 常に独創性を追い求め、お客様・株主様・お取引先様・社会の発展に貢献します。

持続的な成長と企業価値向上の実現を通してステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たすため、取締役会を中心に迅速かつ効率的な経営体制の構築ならびに公正性かつ透明性の高い経営監督機能の確立を追求し、次の基本方針に基づきコーポレートガバナンスの強化および充実に取り組むことを基本的な考え方としております。

<基本方針>

1. 当社は、株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 当社は、株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努める。
3. 当社は、法令に基づく開示はもとより、ステークホルダーにとって重要または有用な情報についても主体的に開示する。
4. 当社の取締役会は、株主受託者責任および説明責任を認識し、持続的かつ安定的な成長および企業価値の向上ならびに収益力および資本効率の改善のために、その役割および責務を適切に果たす。
5. 当社は、株主との建設的な対話を促進し、当社の経営方針などに対する理解を得るとともに、当社への意見を経営の改善に繋げるなど適切な対応に努める。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上または確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模な買付を行う者の提示する当社株式の取得対価が当社の企業価値ひいては株主共同の利益と比べて妥当か否か、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模な買付を行う者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付を行う者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社買収防衛策を2019年6月25日開催の第97期定時株主総会において株主の皆様のご承認を賜り継続しております。これにより、大規模な買付行為に際しては、大規模な買付を行う者から事前に株主の皆様の判断の為に必要かつ十分な大規模な買付行為に関する情報が提供され、当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模な買付行為に対する当社取締役会としての意見を、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討したうえで公表いたします。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模な買付を行う者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。当社は、当社買収防衛策の詳細を2019年5月20日付で「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」として公表いたしました。この適時開示文書の全文はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kyb.co.jp>）に掲載しております。

上記 の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

上記 の取組みは、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして実施しております。これは、上記 の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、上記 の取組みにつきましても、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして実施しております。これは、以下の諸点に照らして、上記 の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

当社買収防衛策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(b) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

当社買収防衛策は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(c) 独立性の高い社外役員の判断の重視と情報開示

当社買収防衛策における対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い、社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように当社買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(d) 株主意思を重視するものであること

当社買収防衛策は、2019年6月25日開催の第97期定時株主総会でのご承認により継続したものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。

また、当社買収防衛策は、有効期間の満了前であっても、株主総会において、当社買収防衛策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(e) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

当社買収防衛策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、当社買収防衛策を廃止することが可能です。従って、当社買収防衛策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、当社買収防衛策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,563百万円であります。報告セグメントごとの内訳は、AC（オートモーティブコンポーネンツ）事業で1,121百万円、HC（ハイドロリックコンポーネンツ）事業で367百万円、システム製品で7百万円、航空機器事業で35百万円となります。

なお、当第1四半期連結累計期間において記載すべき重要な事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	57,300,000
計	57,300,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,748,431	25,748,431	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	25,748,431	25,748,431		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日		25,748		27,647		13,333

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日(2019年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 204,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,493,400	254,934	
単元未満株式	普通株式 50,231		
発行済株式総数	25,748,431		
総株主の議決権		254,934	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
K Y B 株式会社	東京都港区浜松町 二丁目4番1号	204,800		204,800	0.80
計		204,800		204,800	0.80

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下「IAS第34号」という。)に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)の要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けています。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		56,092	51,532
営業債権及びその他の債権		107,426	107,702
棚卸資産		59,591	60,854
その他の金融資産	12	1,170	1,157
その他の流動資産		10,826	10,972
流動資産合計		235,105	232,217
非流動資産			
有形固定資産	6	161,368	182,064
のれん	6	264	256
無形資産	6	7,532	7,449
持分法で会計処理されている投資		5,570	5,491
その他の金融資産	12	22,983	22,144
その他の非流動資産		650	726
繰延税金資産		7,602	7,620
非流動資産合計		205,969	225,750
資産合計		441,074	457,966

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
負債及び資本			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		87,189	83,190
借入金		54,255	56,181
未払法人所得税等		1,128	563
その他の金融負債	12	24,307	24,776
引当金	7	37,876	44,036
その他の流動負債		2,224	1,124
流動負債合計		206,979	209,870
非流動負債			
借入金		44,046	41,340
退職給付に係る負債		10,807	10,902
その他の金融負債	12	8,521	28,628
引当金	7	14,178	11,528
その他の非流動負債		553	509
繰延税金負債		346	546
非流動負債合計		78,451	93,452
負債合計		285,430	303,323
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金		27,648	27,648
資本剰余金		29,414	29,414
利益剰余金		86,536	88,095
自己株式		600	601
その他の資本の構成要素		6,340	3,947
親会社の所有者に帰属する持分合計		149,338	148,503
非支配持分		6,306	6,141
資本合計		155,643	154,644
負債及び資本合計		441,074	457,966

(2) 【要約四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
売上高	9	102,137	101,643
売上原価		81,442	81,145
売上総利益		20,695	20,499
販売費及び一般管理費		15,094	13,650
持分法による投資損益(は損失)		167	149
その他の収益		352	315
その他の費用	10	176	3,705
営業利益		5,610	3,608
金融収益		304	384
金融費用		1,074	333
税引前四半期利益		4,840	3,659
法人所得税費用		1,070	1,775
四半期利益		3,770	1,884
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		3,629	1,782
非支配持分		141	102
四半期利益		3,770	1,884
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	11	142.08	69.77

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期利益		3,770	1,884
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動		113	684
確定給付制度の再測定		2	4
持分法適用会社における その他の包括利益に対する持分		3	0
合計		108	681
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の為替換算差額		328	1,812
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の純変動		7	-
持分法適用会社における その他の包括利益に対する持分		76	58
合計		411	1,870
その他の包括利益合計		519	2,550
四半期包括利益		3,251	666
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		3,197	684
非支配持分		54	18
合計		3,251	666

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2018年4月1日残高		27,648	29,414	114,363	598
会計方針の変更	3	-	-	-	-
修正再表示後の残高		27,648	29,414	114,363	598
四半期包括利益					
四半期利益		-	-	3,629	-
その他の包括利益		-	-	-	-
四半期包括利益合計		-	-	3,629	-
所有者との取引額					
所有者による拠出及び所有者への分配					
自己株式の取得		-	-	-	1
剰余金の配当	8	-	-	2,044	-
利益剰余金への振替		-	-	4	-
所有者による拠出及び所有者への分配合計		-	-	2,039	1
子会社に対する所有持分の変動額					
剰余金の配当		-	-	-	-
子会社に対する所有持分の変動額合計		-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	-	2,039	1
2018年6月30日残高		27,648	29,414	115,953	599

(単位：百万円)

	注記	その他の資本の構成要素				合計	親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の為替換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動				
2018年4月1日残高		9,480	-	88	6	9,398	180,225	6,426	186,651
会計方針の変更	3	-	-	-	-	-	-	-	-
修正再表示後の残高		9,480	-	88	6	9,398	180,225	6,426	186,651
四半期包括利益									
四半期利益		-	-	-	-	-	3,629	141	3,770
その他の包括利益		113	4	317	6	432	432	87	519
四半期包括利益合計		113	4	317	6	432	3,197	54	3,251
所有者との取引額									
所有者による拠出及び所有者への分配									
自己株式の取得		-	-	-	-	-	1	-	1
剰余金の配当		-	-	-	-	-	2,044	-	2,044
利益剰余金への振替		-	4	-	-	4	-	-	-
所有者による拠出及び所有者への分配合計		-	4	-	-	4	2,045	-	2,045
子会社に対する所有持分の変動額									
剰余金の配当		-	-	-	-	-	-	321	321
子会社に対する所有持分の変動額合計		-	-	-	-	-	-	321	321
所有者との取引額合計		-	4	-	-	4	2,045	321	2,365
2018年6月30日残高		9,367	-	405	0	8,962	181,378	6,159	187,537

当第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2019年4月1日残高		27,648	29,414	86,536	600
会計方針の変更	3	-	-	150	-
修正再表示後の残高		27,648	29,414	86,386	600
四半期包括利益					
四半期利益		-	-	1,782	-
その他の包括利益		-	-	-	-
四半期包括利益合計		-	-	1,782	-
所有者との取引額					
所有者による拠出及び所有者への分配					
自己株式の取得		-	-	-	1
剰余金の配当	8	-	-	-	-
利益剰余金への振替		-	-	73	-
所有者による拠出及び所有者への分配合計		-	-	73	1
子会社に対する所有持分の変動額					
剰余金の配当		-	-	-	-
子会社に対する所有持分の変動額合計		-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	-	73	1
2019年6月30日残高		27,648	29,414	88,095	601

(単位：百万円)

	注記	その他の資本の構成要素				合計	親会社の所有者に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
		その他の 包括利益 を通じて 測定する 金融資産の 公正価値の 純変動	確定給付 制度の 再測定	在外営業 活動体の 為替換算 差額	キャッシ ュ・ フロー・ ヘッジの 公正価値の 純変動				
2019年4月1日残高		6,866	-	526	-	6,340	149,338	6,306	155,643
会計方針の変更	3	-	-	-	-	-	150	-	150
修正再表示後の残高		6,866	-	526	-	6,340	149,187	6,306	155,493
四半期包括利益									
四半期利益		-	-	-	-	-	1,782	102	1,884
その他の包括利益		684	2	1,784	-	2,466	2,466	84	2,550
四半期包括利益合計		684	2	1,784	-	2,466	684	18	666
所有者との取引額									
所有者による拠出及び 所有者への分配									
自己株式の取得		-	-	-	-	-	1	-	1
剰余金の配当		-	-	-	-	-	-	-	-
利益剰余金への振替		75	2	-	-	73	-	-	-
所有者による拠出及び 所有者への分配合計		75	2	-	-	73	1	-	1
子会社に対する所有持分の 変動額									
剰余金の配当		-	-	-	-	-	-	182	182
子会社に対する所有持分の 変動額合計		-	-	-	-	-	-	182	182
所有者との取引額合計		75	2	-	-	73	1	182	183
2019年6月30日残高		6,257	-	2,310	-	3,947	148,503	6,141	154,644

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益		4,840	3,659
減価償却費及び償却費		4,256	5,110
減損損失	10	-	380
減損損失戻入益		7	8
有形固定資産売却益		22	4
退職給付に係る資産及び負債の増減額		32	99
製品保証引当金の増減額(は減少)	7	15	1,705
金融収益		304	384
金融費用		560	333
持分法による投資損益(は利益)		167	149
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		746	2,276
棚卸資産の増減額(は増加)		1,366	2,007
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		2,107	3,159
合併契約解消損失引当金の増減額(は減少)	10	1,189	-
その他		1,949	4,189
小計		6,013	4,077
利息の受取額		54	46
配当金の受取額		545	415
利息の支払額		257	354
法人所得税等の支払額		2,026	1,901
営業活動によるキャッシュ・フロー		4,329	2,284
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		307	1
定期預金の払出による収入		94	-
有形固定資産の取得による支出		4,796	5,605
有形固定資産の売却による収入		112	75
その他の金融資産の取得による支出		9	13
その他の金融資産の売却による収入		-	271
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入		841	-
その他		580	396
投資活動によるキャッシュ・フロー		4,645	5,669

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)		1,129	2,118
リース負債の返済による支出	3	123	376
長期借入金による収入		5,380	65
長期借入金の返済による支出		6,014	2,410
自己株式の取得による支出		1	1
配当金の支払額	8	2,044	-
非支配持分への配当金の支払額		321	182
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,994	785
現金及び現金同等物に係る換算差額		316	389
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		2,625	4,560
現金及び現金同等物の期首残高		42,702	56,092
現金及び現金同等物の四半期末残高		40,077	51,532

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

K Y B 株式会社（以下、「当社」）は、日本に所在する株式会社です。当社及び子会社（以下、「当社グループ」）の主な事業内容は、油圧緩衝器・油圧機器の製造・販売並びに各事業に関連するサービス業務等を行っております。

2. 作成の基礎

(1) 要約四半期連結財務諸表がIFRSに準拠している旨の記載

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、同第93条の規定によりIAS第34号に準拠して作成しています。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の当社グループの連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

当社グループの2019年6月30日に終了する要約四半期連結財務諸表は、2019年8月9日に当社代表取締役社長執行役員 大野雅生及び当社代表取締役副社長執行役員 加藤孝明によって承認されております。

(2) 測定の基礎

要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き、取得原価を基礎として測定しています。

(3) 表示通貨及び単位

要約四半期連結財務諸表の表示通貨は、当社の機能通貨である日本円であり、百万円未満を四捨五入していません。

3. 重要な会計方針の要約

当社グループの要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下を除いて、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第1四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しています。

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、以下の基準を適用しております。

当社グループは、当第1四半期連結会計期間よりIFRS第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号の適用により、従来のIAS第17号「リース」（以下「IAS第17号」という。）が規定していた借手のオペレーティング・リースとファイナンス・リースの分類は廃止し、原資産が少額であるリース以外の全てのリースについて、単一の会計モデルに基づいて原資産を使用する権利を使用権資産として、リース料を支払う義務をリース負債として認識しております。なお、原資産が少額であるリースについては、認識の免除を適用し、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

また、IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている累積的影響額を適用開始日（2019年4月1日）に認識する方法を採用いたしました。

IFRS第16号への移行に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでおり、適用開始日以降は、IFRS第16号の規程に基づき判断しております。

過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類した借手のリースについては、IFRS第16号の適用開始日に、リース負債を認識しております。当該リース負債は、残存リース料を適用開始日現在の借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している追加借入利率の加重平均は、0.39%であります。

なお、当社グループは、IFRS第16号を適用するにあたり、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外
- ・延長又は解約オプションが含まれている契約について、リース期間を算定する際に事後的判断を使用

また、過去にIAS第17号を適用してファイナンス・リースに分類した借手のリースについては、適用開始日の使用権資産及びリース負債の帳簿価額をそれぞれの直前の日におけるIAS第17号に基づくリース資産及びリース債務の帳簿価額で算定しております。

前連結会計年度末現在でIAS第17号を適用して開示したオペレーティング・リース契約と適用開始日において要約四半期財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

解約不能オペレーティング・リース契約の割引後の金額(2019年3月31日)	11,549
ファイナンス・リース債務(2019年3月31日)	9,930
解約可能オペレーティング・リース契約等	11,688
適用開始日におけるリース負債	33,167

当社グループは、IFRS第16号の適用により、連結財政状態計算書において、使用権資産を「有形固定資産」に、リース負債を流動負債及び非流動負債の「その他の金融負債」に認識しており、適用開始日において資産合計が23,086百万円増加し、負債合計が23,237百万円増加、資本合計が150百万円減少しております。

また、前連結会計年度において、当社が所有していた相模工場の土地について、セールアンドリースバック取引を活用した売却譲渡を行っておりますが、適用開始日に当該リースバックについても他の使用権資産及びリース負債と同様の方法で測定した結果、使用権資産及びリース負債をそれぞれ18,688百万円認識しており、上記増加額に含まれております。

なお、IFRS第16号の適用による会計処理の変更を反映させるため、前連結会計年度において、連結キャッシュ・フロー計算書の財務活動によるキャッシュ・フローに区分して表示しておりました「リース債務の返済による支出」は、当第1半期連結累計期間より「リース負債の返済による支出」として表示しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に事業本部又は事業部を置き、各事業本部又は事業部は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しておりますので、事業セグメントは「AC(オートモーティブコンポーネンツ)事業」、「HC(ハイドロリックコンポーネンツ)事業」、「システム製品」、「航空機器事業」、「特装車両事業」及びそのいずれにも属さない「電子機器等」によって区分しております。

このうち、「特装車両事業」及び「電子機器等」については、報告セグメントにおける量的基準等を勘案した結果、「その他」に含めて開示しております。したがって、当社グループは、「AC事業」、「HC事業」、「システム製品」及び「航空機器事業」の4つを報告セグメントとしております。

「AC事業」は、四輪車用・二輪車用油圧緩衝器及びパワーステアリング製品を主とする四輪車用油圧機器等を生産しております。「HC事業」は、建設機械向けを主とする産業用油圧機器を生産しております。「システム製品」は、舞台機構、艦艇機器、免制振装置等を生産しております。「航空機器事業」は、航空機用の離着陸装置、操舵装置、制御装置等を生産しております。

なお、各セグメントにおける主要製品は、下記のとおりであります。

セグメント		主要製品
報告セグメント	AC事業	ショックアブソーバ、サスペンションシステム、パワーステアリング、ベーンポンプ、フロントフォーク、オイルクッションユニット、ステイダンパ、フリーロック
	HC事業	シリンダ、バルブ、鉄道車両用オイルダンパ、衝突用緩衝器、ポンプ、モータ
	システム製品	舞台機構、艦艇機器、免制振装置、シミュレータ、油圧システム、トンネル掘削機、環境機器
	航空機器事業	航空機用離着陸装置・同操舵装置・同制御装置・同緊急装置
その他	特装車両事業 電子機器等	コンクリートミキサ車、粉粒体運搬車、特殊機能車、電子機器

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、注記「3. 重要な会計方針の要約」における記載と同一であります。

報告セグメントの損益は、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	要約 四半期 連結 財務諸表 計上額
	A C 事業	H C 事業	システム 製品	航空機器 事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	62,816	33,741	1,210	1,496	99,264	2,874	102,137	-	102,137
セグメント間の 内部売上高又は振替高	223	319	37	-	579	33	612	612	-
計	63,039	34,060	1,247	1,496	99,843	2,907	102,750	612	102,137
セグメント損益 (は損失)	3,102	2,999	196	529	5,376	170	5,547	55	5,601
持分法による投資損益 (は損失)	196	29	-	-	167	-	167	-	167
その他の収益・費用 (純額)	235	55	0	14	166	10	176	-	176
営業損益(は損失)	3,141	2,973	197	542	5,375	180	5,555	55	5,610
金融収益・費用(純額)									770
税引前四半期利益									4,840

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない特装車両事業及び電子機器等を含んでおります。

2. セグメント損益の調整額55百万円は、セグメント間取引消去であります。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	要約 四半期 連結 財務諸表 計上額
	A C 事業	H C 事業	システム 製品	航空機器 事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	61,395	34,811	1,733	1,113	99,051	2,592	101,643	-	101,643
セグメント間の 内部売上高又は振替高	248	391	36	-	675	33	708	708	-
計	61,643	35,201	1,769	1,113	99,726	2,625	102,351	708	101,643
セグメント損益 (は損失)	4,207	2,665	231	523	6,580	277	6,857	8	6,849
持分法による投資利益	78	71	-	-	149	-	149	-	149
その他の収益・費用 (純額)	373	110	2,857	63	3,403	13	3,390	-	3,390
営業損益(は損失)	3,912	2,626	2,626	586	3,326	290	3,616	8	3,608
金融収益・費用(純額)									51
税引前四半期利益									3,659

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない特装車両事業及び電子機器等を含んでおります。

2. セグメント損益の調整額 8百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度(2019年3月期)より、従来「特装車両事業」、「航空機器事業」及び「システム製品及び電子機器等」については、報告セグメントにおける量的基準等を勘案した結果、「その他」に含めて開示しておりましたが、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社において、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実が判明し、当該事象に係る見積費用を計上した結果、「その他」に含めていたシステム製品事業について、質的な重要性が増したため、「システム製品」を「その他」から区分し、開示しております。また、当社は、防衛装備品に関わる防衛省との契約に関し、不適切な工数計上により請求していた事実の判明を受け、当該事象に係る見積費用を計上した結果、「その他」に含めていた航空機器事業について、質的な重要性が増したため、「航空機器事業」を「その他」から区分し、開示しております。

このため、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の表示方法により作成したものを記載しております。

6.有形固定資産、のれん及び無形資産

有形固定資産、のれん及び無形資産の帳簿価額の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	有形固定資産	のれん	無形資産
2019年4月1日	161,368	264	7,532
会計方針の変更	22,595	-	-
修正再表示後の残高	183,963	264	7,532
取得	5,191	-	11
自己創設	-	-	325
処分等	584	-	-
減価償却費及び償却費	4,682	-	361
減損損失	380	-	-
為替換算差額	1,371	8	46
その他	74	-	12
2019年6月30日	182,064	256	7,449

7. 引当金

引当金の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
製品保証引当金(注)1.2.	39,131	37,359
防衛装備品関連損失引当金(注)3.	7,618	7,618
その他	5,305	10,587
合計	52,054	55,564
流動	37,876	44,036
非流動	14,178	11,528

(注)1. 製品保証引当金については、製品の品質保証費用の支払に備えるため、過去の発生実績に基づく連結会計年度の売上高に対応する発生見込額に、発生した品質保証費用の実状を考慮した保証見込額を加えて計上しており、当該製品保証引当金の当第1四半期連結会計期間の残高は、3,831百万円(前連結会計年度3,985百万円)であります。

(注)2. 前連結会計年度(2019年3月期)において、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品(以下、「不適合品」といいます。)を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。

当第1四半期連結会計期間において、状況が進捗したことから前連結会計年度にて計上した免震・制振用オイルダンパーの製作費用並びに免震用オイルダンパーの交換工事に要する費用、構造再計算費用等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行っております。

なお、当第1四半期連結会計期間においては、2019年6月30日時点で交換が未完了の不適合品及び不明の対象製品全数(免震用オイルダンパー7,052本、制振用オイルダンパー3,860本の合計10,912本)、並びに、台湾輸出品のうち交換が未完了の不適合品及び不明の対象製品全数を製品保証引当金の対象としております。

本件に係る製品保証引当金の当第1四半期連結会計期間の残高は、33,529百万円(前連結会計年度35,146百万円)であります。

(注)3. 前連結会計年度(2019年3月期)、当社は、防衛装備品に関わる防衛省との契約に関し、不適切な工数計上により請求していた事実の判明を受け、2019年1月28日に防衛省に対して自発的に申告を行いました。弁護士や会計士等の社外専門家と組んで調査チームを設置し、現在詳細調査を進めております。また、今後発生すると見込まれる返納金等7,618百万円を防衛装備品関連損失引当金として流動負債に計上しております。なお、2019年3月14日より、防衛省による特別調査が実施されており、当社は調査に全面的に協力を行っております。当該金額につきましては、現時点で合理的に算定できる範囲での見積りであり、今後の特別調査の進展によっては変動する可能性があります。

8. 配当金

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における配当金支払額は、以下のとおりです。

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,044百万円	80円00銭	2018年3月31日	2018年6月25日

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

9. 売上高

当社グループの事業は、AC(オートモーティブコンポーネンツ)事業、HC(ハイドロリックコンポーネンツ)事業、システム製品、航空機器事業及びその他により構成されており、当社グループでは、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループでは、これらの事業を通じて得られる収益を売上高として表示しています。また、売上高は主要な製品別に分解しています。これらを分解した売上高と注記「5.セグメント情報」で記載しているセグメント別の売上高との関連は、以下のとおりです。

(単位:百万円)

セグメントの名称	主要な製品	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
AC事業	四輪車用油圧緩衝器	43,493	44,929
	二輪車用油圧緩衝器	6,966	6,042
	四輪車用油圧機器	11,145	9,259
	その他製品	1,212	1,166
	小計	62,816	61,395
HC事業	産業用油圧機器	31,462	32,542
	その他製品	2,280	2,269
	小計	33,741	34,811
システム製品	システム製品	1,210	1,733
	小計	1,210	1,733
航空機器事業	航空機器	1,496	1,113
	小計	1,496	1,113
その他	特装車両	2,215	2,112
	電子機器等	659	480
	小計	2,874	2,592
合計		102,137	101,643

(注)金額は、外部顧客への売上高で表示しています。

10. その他の費用

その他の費用の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
為替差損	-	565
固定資産処分損	75	112
減損損失	-	380
合弁契約解消損失引当金繰入額	18	-
製品保証引当金繰入額(注)	-	312
製品保証対策費(注)	-	2,169
その他	83	167
合計	176	3,705

(注) 前連結会計年度(2019年3月期)において、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。

当第1四半期連結累計期間において、状況が進捗したことから前連結会計年度にて計上した免震・制振用オイルダンパーの製作費用並びに免震用オイルダンパーの交換工事に要する費用、構造再計算費用等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行った影響額、及び対応本部の人件費等の諸費用のうち、当第1四半期連結累計期間に発生した費用を製品保証対策費として計上し、第2四半期以降の見積額を製品保証引当金繰入額に計上しております。

11. 1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

なお、希薄化後1株当たり四半期利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	3,629	1,782
期中平均普通株式数 (株)	25,544,205	25,543,515
基本的1株当たり四半期利益 (円)	142.08	69.77

12. 金融商品

(1) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融商品について、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	同一の資産又は 負債の活発な市場 における相場価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察不能な インプット (レベル3)	合計
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産				
上場株式	19,447	-	-	19,447
非上場株式	-	-	263	263
その他	-	283	113	395
合計	19,447	283	376	20,106
純利益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
デリバティブ	-	3	-	3
合計	-	3	-	3

当第1四半期連結会計期間(2019年6月30日)

(単位：百万円)

	同一の資産又は 負債の活発な市場 における相場価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な観察不能な インプット (レベル3)	合計
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産				
上場株式	18,201	-	-	18,201
非上場株式	-	-	255	255
その他	-	293	116	408
合計	18,201	293	371	18,864
純利益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
デリバティブ	-	1	-	1
合計	-	1	-	1

前連結会計年度及び当第1四半期連結累計期間において、レベル1とレベル2、及びレベル3の間での振替は該
 当ありません。

(2) レベル2、3に区分される公正価値測定に関する情報

デリバティブの公正価値については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき測定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される公正価値評価の方法は、当該非上場株式及び出資金の当社の持分比率から計算された純資産額又は会員権評価額と評価前帳簿価額を比較し、純資産額又は会員権時価が評価前帳簿価額を下回った場合、当該金額をその他の包括利益として計上しております。

(3) レベル3に分類された金融商品の増減

前連結会計年度及び当第1四半期連結累計期間において、レベル3に分類される金融商品の重要な増減はありません。

(4) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しております。

13. 偶発負債

(建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為の影響について)

当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社は、建築物用の免震・制振部材としてオイルダンパーを製造・販売してまいりましたが、前連結会計年度(2019年3月期)において、出荷していた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品(以下、「不適合品」といいます。)を建築物に取り付けていた事実(以下、「本件」といいます。)が判明し、国土交通省に報告を行うとともに、対応状況について、2018年10月16日に公表いたしました。物件調査を進めていく中で免震・制振用オイルダンパーのリスト漏れが判明し、2018年11月30日に公表いたしました。また、2018年10月16日に公表した事実に加え、基準内ではあるが、より基準値に近づけるため、又は基準内に入らない場合、減衰力の中央値を原点へ移動させることで値の調整(原点調整)を行い検査記録として提出していた事実が判明し、新たに判明した対象物件数及び製品数を2018年12月19日に公表いたしました。このほか12月19日に公表した検査機に残っているデータの解析を継続してきた結果、2019年7月5日に対象物件数及び製品数を訂正いたしました。

本件に関し、現時点において収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用並びに免震用オイルダンパーの交換工事に要する費用、構造再計算費用等について製品保証引当金を計上しております。その金額につきましては、「7. 引当金」に記載のとおりです。なお、制振用オイルダンパーの交換工事に要する費用については、当該製品が設置されている建築物の構造や状況により、交換工事に要する費用が異なることが想定されること、また、所有者様、居住者様、建設会社様等、多くの方が関係される都合上、関係者の皆様との十分な意見交換や調整を行ったうえで所有者様の意向を踏まえ適切な対応を行う必要があるため、現時点においては、その費用の信頼性のある見積りを行うことが可能な状況に至っておりません。また、免震・制振用オイルダンパーの交換工事の実施に伴って発生する補償等の付随費用についても、所有者様、居住者様、建設会社様等、多くの方が関係される都合上、関係者の皆様との十分な意見交換や調整を行うことが必要であるため、現時点においては、その費用を信頼性のある合理的な見積りを行うことが困難なものもあり、今後の前提条件の変動により、新たに引当金を計上する場合には、既に引当金計上している金額を上回る可能性があります。なお、IAS第37号86項各号に定める事項については、金額記載が困難であるため記載しておりません。

このことから、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、当社の連結業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(独占禁止法関連)

当社は、2015年9月16日(米国時間)、米国司法省との間で、自動車・二輪車用ショックアブソーバの販売に関し、同国独占禁止法に違反する行為があったとして、62百万米ドル(約74億円)を支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

前連結会計年度(2019年3月期)、当該事件に関連して、米国、カナダにおいて、当社および当社の米国子会社に対して集団訴訟が提起されておりましたが、2018年11月6日付の取締役会決議を受け、米国での集団訴訟に関し、一部原告および米国州政府の一部との間で、解決金38.95百万米ドル(約43億円)を支払うことで和解いたしました。

しかしながら、一部顧客からの損害賠償請求や係属中の訴訟もあり、これらの請求等によっては、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。

14. 後発事象

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年 8月 9日

K Y B 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 俊 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 野 直 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御 厨 健 太 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているK Y B株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、K Y B株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

要約四半期連結財務諸表注記13 偶発負債に記載されているとおり、会社及び会社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社が製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事象により、収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用並びに免震用オイルダンパーの交換工事等に要する費用については、製品保証引当金を計上している。一方、制振用オイルダンパーの交換工事に要する費用並びに免震・制振用オイルダンパーの交換工事の実施に伴って発生する補償等の付随費用等については、現時点においては、その費用の信頼性のある見積りを行うことが可能な状況に至っていないため、製品保証引当金を計上していないが、今後の進捗等によっては信頼性のある見積りが可能となり、費用計上することとなった場合には、会社の連結業績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。